

会記・Proceedings

魚類学雑誌
54(1): 99-103

2006年度第5回幹事会

日 時：2006年12月1日13:10-17:30

場 所：京都大学フィールド科学教育研究センター

出席者：松浦・西田・奥田・甲斐・波戸岡・北川・木村（編集委員長）

1. 会務報告：年会以降の会員数が微増であるとの報告があった。来年度の科研費に本会から2件の申請が報告された。本会自然保護委員会から長野県に対して「ブラックバス及びブルーギルの再放流禁止に係わる長野県内水面漁場管理委員会指示の速やかな実施に関する要望について」が11月21日付けで提出されたこと、また、淀川水系イタセンバラ研究会より届いた意見書を受けて、国土交通大臣、環境大臣、水産庁長官、文化庁長官宛に「淀川水系におけるイタセンバラの保護に係る緊急要請」を提出する予定であることが報告された。本会後援による大阪市立自然史博物館第35回特別展「大和川の自然」の事業実施報告があった。
会計報告：2006年度収支決算では、旅費、業務委託費などにおいて若干の予算超過が報告された。魚類学雑誌53巻2号の広告掲載企業の報告と次号の広告依頼協力体制について確認された。2006年度年会収支について報告があり、全体として黒字決算となったことが報告された。
2. 編集委員長、会計幹事より *Ichthyological Research* の科研費申請、および科研費執行に関する問題点が指摘され、特にバックナンバー在庫、補助金の管理体制、内部・外部監査体制、出版社の競争入札などについて議論した。また、科研費に依存しない学会運営の方途について議論した。
3. 国際文献印刷社と本会で年会運営に関する問題点の指摘とその改善策が話し合われた旨、報告があった。特に問題となった講演要旨の校正方法、国際文献印刷社内での引き継ぎについての次年度改善案が提示された。連絡体制強化のため、年1回程度、国際文献印刷社が幹事会へ同席することとなった。
4. 年会における各種会議・式典のプログラム改変を検討した。また、発表分野として、「分子遺伝・分子系統」を「分子遺伝・分子解析」に改め、新たに「保全」分野を設けることが提案された。
5. 来期の国際文献印刷社との契約変更点が報告・確認された。
6. 本会直轄の「伊自良川水系生態研究会」に対して、環境省から寄付金が交付されることとなり、これに対する会計管理体制、予算案が議論された。
7. 今年度の年会時に開催された男女共同参画懇談会の報告を受けて、新たな委員会発足に向けた作業部会の結成と次年度の検討会の開催が決定した。また、次年度年会での託児所設置について検討した。
8. 国立科学博物館創立130周年記念事業の一環として2008年2-3月中に魚類学会と国立科学博物館の共催によって開催が予定されている国際魚類シンポジウムについて準備状況の報告があった。
9. 2007年度年會に併せて北大COEが主催する魚類進化国際シンポジウム“Macro and micro evolution of fishes”に対する協力要請の報告があり、学会として協力することを確認した。また、論文集を *Ichthyological Research* から出版することの是非を議論した。
10. 自然保護委員会から提案された「モラルある採集について」の文面案を検討し、若干の修正を要請することとなった。
11. その他：*Ichthyological Research* の On Line First について編集委員長より説明があり、動物命名規約に抵触しない掲載方法を編集委員会で検討していく旨、報告があった。日本学術会議の声明「科学者の行動規範について」が本会に届けられ、会員に周知することとなった。「我が国における海洋研究船の現状と将来への提言」ワークショップより提案された「我が国における海洋研究船のあり方に関する提言」の内容を検討し、支持する姿勢が確認された。次年度庶務幹事・会計幹事との円滑な引き継ぎを促進するため、来年度より幹事会メーリングリストに次期庶務・会計幹事のオブザーバー参加が提案された。

「科学者の行動規範」について

日本学術会議は、2006年10月3日開催の第149回総会において、声明「科学者の行動規範について」を採択しました。本声明の電子媒体は日本学術会議ホームページ (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-s3.pdf>) で公開されています。本声明の取りまとめに当たっては魚類学会も意見を提出しています。会員の皆様におかれましても、主体的かつ自立的な研究を進めて頂くため、御覧下さい。

モラルある淡水魚採集について

わが国では水辺環境が著しく悪化した結果、河川や湖沼の水生生物は減少し、淡水魚のあるものは絶滅の危機にさらされている。一方、私たちの生活水準が上がりゆとりが生まれるにつれ、一般市民の身近な生き物への関心は高まっている。さらに、農業分野でも水田の多面的機能が見直され、希少淡水魚などを対象とした生物多様性の保護へ配慮するようになってきた。また、地方によっては自治体が積極的に希少淡水魚の保護に乗り出し、市民レベルの保護団体も各地で生まれている。このように、少なくなった淡水魚へのかかわりは、漁業者・行政担当者・一般市民を巻き込み、以前にくらべればより多様で複雑となっている。このような社会情勢の変化を受け、淡水魚を研究対象としている魚類研究者には、野外で淡水魚を採集するにあたり、従来以上に方法や個体数について、調査地周辺の地域状況に応じた配慮をすることが求められている。

1. ルールを守ろう

魚類研究者が淡水魚を採集するためには、決められたルールを守ることは当然のことである。国や地方自治体が定める関連法規を遵守すべきことは言うまでもない。

淡水魚の採集に関連した主な規制は、希少な種の保全を目的とした採集の禁止と、漁業資源の保護を目的とした採集の制限である。前者には「種の保存法」と「文化財保護法」が、後者には「漁業法」や「水産資源保護法」が関係している。

「種の保存法」の対象となる国内希少野生動物種に指定されている淡水魚は、ミヤコタナゴ、イタセンバラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキで、許可がなければ個体の採集は禁じられている。これらの希少淡水魚を特別に採集するためには、「国内希少野生動物種の捕獲にかかわる申請」をしなければならない。申請先は、2005年10月から環境省地方環境事務所または自然環境事務所（釧路・長野・那覇に限る）となっている。また、申請する場合、一般の研究者は「申請書」を提出しなければならないが、大学の学長・総長、試験研究機関の所長・場長名であれば「届出」だけで済む場合もある。

国の天然記念物に指定されている淡水魚は、文部科学省の所轄する「文化財保護法」によって保護され、原則、採集することはできない。天然記念物は種指定と地域指定に分けられる。種指定されている淡水魚にはミヤコタナゴ、イタセンバラ、アユモドキ、ネコギギがあり、日本中どこであっても許可なく採集することはできない。地域指定には北海道春採湖のヒブナ、宮城県魚取沼のテツギョ、宮城県横山と福島県柳津のウグイ、福井県本願清水のイトヨ、福井県（一部）のカマギリ、福島県賢

沼と岐阜県粥川のウナギ、和歌山県（一部）と長崎県（一部）のオオウナギがあり、いずれも指定された地域内では採集することができない。研究目的でこれらの淡水魚の採集が必要な場合、文化庁長官に、教育委員会など地方公共団体の文化財保護担当の部署経由で「現状変更届」を提出する必要がある。

漁業権が行使されている河川や湖沼では、特別採捕許可を得るか、できれば遊漁証（遊漁承認証）を購入することが望まれる。都道府県の内水面漁業においては、漁業法や水産資源保護法のもと独自の漁業調整規則が設定されている。したがって、特別採捕許可証は都道府県の知事に申請することになる（図1）。申請する所は都道府県庁の水産課であり、自治体によっては都道府県のウェブページから申請書をダウンロードできる。河川の遊漁証は内水面漁業協同組合が発行するもので、釣り道具屋、民宿、現地釣り場で容易に購入できる。遊漁料は年券と日券とに分けられ（図2）、漁業権魚種の増殖のための資金源となる（第五種共同漁業権）。漁業権魚種は放流対象となるイワナ、ヤマメ、アマゴ、アユ、カジカなどが普通で、希少淡水魚の多くは漁業権魚種ではない「雑魚」として扱われる。しかし、漁協によっては雑魚券を設定しているところもあるので、たとえ採集対象が漁業権魚種でなくても、注意が必要である。電気ショッカーやモンドリ、それにスキューバダイビングによる採集行為などは原則、禁止されている。小河川のように漁業権が設定されていない水域でも、禁止漁法・魚種制限や体長制限など漁業調整規則による規制が及ぶ場合があるので、特別採捕許可の必要性について水産課に問い合わせておくべきである。

2. マナーを守ろう

わが国では、研究活動に対して一般の理解度は比較的大きい。だからといって野外調査時に、研究の名のもとに何でもしてよいというわけではない。調査では、必要以上に誤解を招く行動は慎まなければならない。とりわけ、他地域から遠征した場合は、自らの所属と調査目的を明記した旗等を掲げ、腕章等を身につけるなど、一見して素性が判るような準備をしておくことが望ましい。当然のことながら、駐車場所の選定など採集に付随する行為についても、周囲の住民等に迷惑をかけないよう細心の注意を払う必要がある。

河川内で採集する場合、漁業協同組合によっては頭大の小岩を移動・反転されることにさえ神経を尖らせるところがあったり、繁殖期にアユ漁場となっている河川の瀬を胴長着用で歩けば、周辺住民から漁協へ通報されることもあるなど、地元の河川漁協の状況に関して事前に十分に把握する努力は惜しむべきでない。また、魚類以外の生物にも配慮が必要である。魚類研究者は、希少な水生植物や底生動物を踏み荒らしている行為に概して無頓着である。

日本列島において元来湿地に生息していた淡水魚の多くは、現在では水田周辺域に残存している。これらの魚種は、里山の二次的自然環境にたくみに適応している。そのため、環境に配慮し、伝統的稲作を続ける農家の人たちはいわば淡水魚の保護の担い手とも言える。農業用ため池は多くの場合集落によって管理されているが、個人所有のものもある。中山間にあるため池では食用対象としてコイやフナを粗放的に養殖している場合がある。モツゴ類、タナゴ類、メダカなど所有者には価値がないと思われる小型魚であっても、池の管理者・所有者に無断で採集することは慎み、事前に連絡して、許可を得るべきである。また、勝手に水田の中に入り込んだり、畦畔を破壊したりする

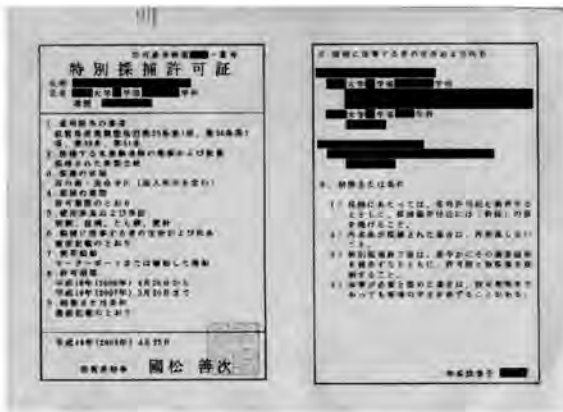


図1. 特別採捕許可証。



図2. 遊漁証（左：日券；右：年券）。

など、生産活動に支障をきたす行為は行ってはならない、ましてや、採集効率を上げるために堰板をはずして水流を変更したり、ため池の底植（そこひ）を抜いたりするなどの行為は言語道断である。そのような行為は、農家の人たちの不信を買えばかりが淡水魚の保護や研究推進にとって不利益となる。

3. 公共物としての理解を

淡水魚の保護に関しては幾つかの法律があるが、上記した漁業権魚種・天然記念物種・種の保存法対象種を除けば、淡水魚を採集する法的な制約は大きくない。それには、わが国では法制度上、海水魚、淡水魚を問わず野生の魚類を従来から無主物として取り扱ってきた背景がある。そのため、「採集物は採集者に帰属する」という社会通念がで上がり、多くの研究者もその認識を共有しがちであることを自覚すべきである。

しかし、日本の在来淡水魚の多くが絶滅危惧種に指定されるようになった今日、時代の流れは環境権を唱えるまでに変わってきている。かつては単なる雑魚に過ぎなかった普通の淡水魚までもが、環境指標や文化財でもある公共物としての価値が徐々に認められるようになってきている。そのため、「採ったもの勝ち」といった意識を持ったまま他地域から採集に來れば、郷土を愛する地元の人との間でおのずとトラブルが起こるだろう。研究者は、ルールに従い、マナーを守るのももちろんのこと、地元の人たちとの間で意思の疎通をはかることが肝要である。具体的には、該当水域を管理している漁業協同組合、土地改良区、自然保護団体などに対して事前に連絡して調査に理解を求めることが必要であろう。こうした調整は確かに煩雑ではあるが、周辺情報や協力が得られるだけでなく、むしろ目的とする魚を入手しやすくなることが多い。また野外で魚類を採集する際には、日本魚類学会が推奨する「研究材料として魚類を使用する際のガイドライン」を遵守することが望まれる。採集を行なう見返りに、調査後、採集調査に関する報告を地元の方々をはじめ一般の人たちに知らせることは、ガイドラインが推奨するところでもある。公共目的にかなうためにも、魚類研究者は、今後、より高いモラルを持って責任ある淡水魚採集を心がけることを銘記すべきである。

2006年11月9日策定
(自然保護委員会)

標準和名検討委員会からの答申

以下の答申は、2006年10月7日に開催された2006年度第1回評議員会において、標準和名検討委員会から議案として提出され、承認が得られた。

魚類の差別的和名の改称について（答申）

2006年8月30日

日本魚類学会

会長 松浦啓一殿

魚類の標準和名には、「メクラ」や「イザリ」などの差別的語を含むものがあります。これらの語を含む差別的和名は、たとえ命名時に差別的な意図がなかったとしても、和名の利用者に対し、精神的に傷つけたり不快感をもたらすことがあります。また、一部の差別的和名は、博物館や水族館などの公共機関においてしばしば別名への言い換えがなされているだけでなく、言

い換えの仕方に統一性が無く、混乱した状況にあります。これらのことは標準和名としての倫理性、安定性および独自性の面から好ましくないと考えられます。

これまで当委員会において差別的和名について討議した結果、「メクラ、オシ、バカ、テナシ、アシナシ、セムシ、イザリ、セツバリ、ミツクチ」の語を含む和名については、1)国内産・外国産を問わず改名すること、2)今後、新和名を提唱するときには、これらの差別的語を含まないよう配慮すべきである、との結論に達しました。

今回、日本産魚類（中坊編、2000ほか）について検討した結果、3綱10目15科に属する50タクサ*（改名済み1タクソン*を含む）について改名の必要があると判断されました。別表にこれらのタクサについて改名案を示しました。なお、今回改名案を示さなかった外国産のタクサについては、引き続き当委員会で検討することとなりました。

今後の手続きとしては、以上の日本産タクサの改名案を当委員会が学会員に対し公表して意見を募り（パブリックコメント）、これをもとに当委員会で再び討議し、最終的な勧告案を示すのが妥当であると考えます。

なお、ここでいう標準和名とは、あくまでも和名の安定と普及を確保するための各分類学的単位に与えられる固有かつ学術的な名称を指し、旧名および通俗名を必要に応じて使用することを妨げるものではないと考えます（日本魚類学会標準和名検討委員会、2005）。

日本魚類学会
標準和名検討委員会
委員長 瀬能 宏

*科、属、種などの分類学的単位、タクサtaxaはタクソンtaxonの複数形。

引用文献

中坊徹次編. 2000. 日本産魚類検索：全種の同定、第2版. 東海大学出版会、東京. lvi+1748 pp.
日本魚類学会標準和名検討委員会編. 2005. 魚類の標準和名の定義等について（答申）. 魚類学雑誌, 52: 179.

日本魚類学会からの勧告

以下の勧告は、「魚類の差別的和名の改称について（答申）」（2006年10月7日承認）に従い、以下により評議員会の承認が得られ、公表された。

2006年10月20日 標準和名検討委員会から「日本産魚類の差別的標準和名の改名案」が示された。

2006年10月20日から11月30日 学会員からの意見募集が実施された。

2007年1月12日 標準和名検討委員会から最終改名勧告案、学会員からの意見と回答が評議員会に示された。

2007年1月12日から1月31日 評議員会からの意見募集ならびに投票が実施された。

2007年1月31日 評議員会により承認された。

2007年2月1日 学会ホームページ上に決定された最終勧告が公表された。

●日本産魚類の差別的標準和名の改名最終勧告 (2007年1月31日, 日本魚類学会評議員会により承認; もとの和名は原則として中坊編(2000)による; そうでない場合は, 説明を加えた; 改名済み1種を含む) (2007年2月8日部分訂正)

綱	目・亜目	科・亜科	属	種	新和名の説明・他		
Mysini メクラウナギ綱 →ヌタウナギ綱	Mysiniformes メクラウナギ目 →ヌタウナギ目	Mysiniidae メクラウナギ科 →ヌタウナギ科	Mysine メクラウナギ属 →ホソヌタウナギ属	<i>M. garmani</i> メクラウナギ→ホソヌタウナギ	綱から科までの名称は既存名を適用。属・種・種の名前は <i>Epiplatys</i> ヌタウナギ属よりも体が細いことによる。なお、中坊編(2000)では本科魚類に別属として <i>Pareumysine</i> クロメクラウナギ属が含まれているが、Ferahbin(1998)により <i>Epiplatys</i> の新参属名とされているので、ここではその見解に従った。		
			<i>Epiplatys</i> メクラウナギ属	<i>E. olami</i> クロメクラウナギ→クワロヌタウナギ			
	Chondrichthyes 軟骨魚綱	Carcharhiniformes メジロサメ目	<i>Pseudorhynchidae</i> オシザメ科 →チヒロサメ科	<i>Pseudorhynchus</i> オシザメ属 →チヒロサメ属	<i>P. microdon</i> オシザメ→チヒロサメ	深連田のサメであることから、深い海を表すチヒロ(千尋)を採用。	
				<i>Dasyatis</i> メクラウナギ科 →アサハシメクラウナギ科	<i>D. anguillare</i> メクラウナギ→アサハシメクラウナギ	亜科和名は本亜科に <i>Dasyatis</i> リュウキュウホウアナゴ属を含むことによる。種和名はホウアナゴ科魚類として、比較的し息深度が浅いことによる。	
		Anguilliformes ウナギ目	<i>Cyematidae</i> セムシウナギ科 →ヤハネウナギ科	<i>Cyema</i> ヤハネウナギ属	<i>C. atrum</i> ヤハネウナギ	日本産本科魚類はヤハネウナギ1種のみであることから、科名についてもこの名称を採用。	
				<i>Squatulidae</i> キビナゴ属	<i>S. atrofasciatus</i> ハカシヤコ→リュウキュウキビナゴ	本種は日本では沖縄原のみに分布することから、胸びながないことから、	
		Clupeiformes ニシン目	Clupeidae ニシン科	<i>Nannobranchium</i> トンガリハダウ属 →セサカイサキウナギ属	<i>N. sp.1</i> テナシハダカ→ヒレナシトンガリハダカ	徳属に比較して体高が高いことから、	
				<i>Oligopus</i> セムシウナギ科 →カエルアノコウモド科	<i>O. robustus</i> セムシウナギウオ→セサカイサキウナギ	本亜目魚類の形態がカエルアノコウモドを思わせる。また英名が Frogfish であることから本科の基幹名としてカエルアノコウを採用。「ヒメヒラタイサリウオ」は瀬龍・川本(2002)で提唱された。なお、改名案にはイサリウオ(黒色魚の意)も採録されたが、旧名を連想させない名称が適切であるとの意見を重視した。	
		Osteichthyes 硬骨魚綱	Lophiiformes アノコウ目 <i>Antennariidae</i> イサリウオ亜目 →カエルアノコウ亜目	<i>Antennariidae</i> イサリウオ科 →カエルアノコウ科	<i>A. taberanus</i> イサリウオモド科 →カエルアノコウモド科	<i>A. taberanus</i> イサリウオモド科→カエルアノコウモド科	本亜目魚類の形態がカエルアノコウを思わせる。また英名が Frogfish であることから本科の基幹名としてカエルアノコウを採用。「ヒメヒラタイサリウオ」は瀬龍・川本(2002)で提唱された。なお、改名案にはイサリウオ(黒色魚の意)も採録されたが、旧名を連想させない名称が適切であるとの意見を重視した。
					<i>A. flagellatus</i> ムナイサリウオ→ムナチカエルアノコウ	<i>A. flagellatus</i> ムナイサリウオ→ムナチカエルアノコウ	
<i>A. unalut</i> ロケットイサリウオ→ロケットカエルアノコウ	<i>A. unalut</i> ロケットイサリウオ→ロケットカエルアノコウ						
<i>A. striatus</i> イサリウオ→カエルアノコウ	<i>A. striatus</i> イサリウオ→カエルアノコウ						
<i>A. hispidus</i> ボンホリイサリウオ→ボンホリカエルアノコウ	<i>A. hispidus</i> ボンホリイサリウオ→ボンホリカエルアノコウ						
<i>A. scriptissimus</i> ワウシイサリウオ→ワウシカエルアノコウ	<i>A. scriptissimus</i> ワウシイサリウオ→ワウシカエルアノコウ						
<i>A. commersoni</i> オオモシイサリウオ→オオモシカエルアノコウ	<i>A. commersoni</i> オオモシイサリウオ→オオモシカエルアノコウ						
<i>A. maculatus</i> クマドリイサリウオ→クマドリカエルアノコウ	<i>A. maculatus</i> クマドリイサリウオ→クマドリカエルアノコウ						
<i>A. pictus</i> イロイサリウオ→イロカエルアノコウ	<i>A. pictus</i> イロイサリウオ→イロカエルアノコウ						
<i>A. coelestinus</i> ウルマイイサリウオ→ウルマイカエルアノコウ	<i>A. coelestinus</i> ウルマイイサリウオ→ウルマイカエルアノコウ						
<i>A. muscatus</i> エナガイサリウオ→エナガカエルアノコウ	<i>A. muscatus</i> エナガイサリウオ→エナガカエルアノコウ						
<i>A. nummifer</i> ベニイサリウオ→ベニカエルアノコウ	<i>A. nummifer</i> ベニイサリウオ→ベニカエルアノコウ						
<i>A. dorsobasalis</i> カスリイサリウオ→カスリカエルアノコウ	<i>A. dorsobasalis</i> カスリイサリウオ→カスリカエルアノコウ						
<i>A. randalli</i> ヒメヒラタイサリウオ→ヒメヒラカエルアノコウ	<i>A. randalli</i> ヒメヒラタイサリウオ→ヒメヒラカエルアノコウ						

●日本産魚類の差別的標準和名の改名最終勧告(つづき)

綱	目・亜目	科・亜科	属	種	新和名の説明・他	
Osteichthyes 硬骨魚綱	Lophiformes アンコウ目 Anemarioides イザリウオ亜目 →カエルのアンコウ亜目	Melinocentridae クロアシソウ科	Melinocentrus	クロアシソウ属	<i>M. muraoi</i> セムシケクロアシソウ → クロアシソウ	日本産本属魚類は本種のみであることから、属の既存和名を採用。
			Scorpaenidae フサカサゴ科	Scorpaenopsis	オニカサゴ属	<i>S. duboisi</i> セムシカサゴ → ニライカサゴ
	Scorpaeniformes カサゴ目	Triglidae ホウボウ科	Chelidontichthys	ホウボウ属	<i>C. tschyras</i> セツハリホウボウ → ツママガリホウボウ	近縁種と比較して前後に短縮した体形をしていることから。
			Malacoocentrus	セツハリカサゴ属 → コアシカサゴ属	<i>M. gibber</i> セツハリカサゴ → キョウキョウトコアシカサゴ	日本産本属2種のうちの他種 <i>M. zimmeri</i> コアシカサゴの名称を属名に採用。種和名は日本海に固有であることから。
	Perciformes スズキ目	Gerreidae クロサギ科	Gerres	クロサギ属	<i>G. erythronus</i> セツハリサギ → セタタクロサギ	同属他種と比較して体高が高いことから。
			Bilabris	ミツカサギ属 → ヲササギ属	<i>B. ornata</i> ミツカサギ → ヲササギ	ウサは兎の意。細つきの目象から。
			Lacodapus	アシナシダ属 → ヤウラダ属	<i>L. microchir</i> アシナシダ → ヤウラダ	体が軟弱で柔らかいことから。
	Pleuronectiformes カレイ目	Bothidae タルマカレイ科	Andriosebvia	アシナシダ属 → オホウシダ属	<i>A. appana</i> アシナシダ → オホウシダ	オホウシダは長者の意。属の学名の由来であるロシアの地名アンドリャエフに因する従同。
			Nesidiceps	セムシダマカレイ属 → オオウシダ属	<i>N. micropilulatus</i> セムシダマカレイ → オオウシダ	近縁属の <i>Luciops</i> ヤリガレイ属や <i>Japonidiceps</i> ヒナダマカレイ属に比べて目が大きいことから。
	Tetraodontiformes フグ目	Monacanthidae カワハギ科	Rudarius	アミノハギ属	<i>R. excelsus</i> セツハリハギ → セタタカワハギ	同属他種と比較して体高が高いことから。本種は吞下時に棘を伸ばしているもの。

引用文献

Fernholm, B. 1998. Hagfish systematics. Pages 33-44 in J. M. Jørgensen, J. P. Lomholt, R. E. Weber and H. Malte eds. The biology of hagfishes. Chapman & Hall, London.
 本村浩之・吉野哲夫・高村直人. 2004. 日本産フサカサゴ科オニカサゴ属魚類 (Scorpaenidae: Scorpaenopsis) の分類学的検討. 魚類学雑誌, 51: 89-115.
 中坊徹次編. 2000. 日本産魚類検索; 全種の同定, 第2版. 東海大学出版会, 東京, 1vi+1748 pp.
 瀬能 宏・川本剛志. 2002. 日本から初記録のヒメヒラタイサリウオ (新種). I.O.P. Diving News, 13: 2-6.